

令和3年2月2日制定
令和3年10月1日改定
令和4年12月15日改定
令和7年3月19日改定
令和8年3月25日改定

大村市週休2日工事の実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日制」を推進することを目的とする。

2. 方針

(1) 適用時期

令和8年4月1日以降に起工する工事

(2) 対象工事

①大村市、大村市上下水道局、大村市ボートレース企業局が発注する工事において、下記のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。

ア. 災害復旧工事のうち、緊急対策を要する工事

イ. 対象期間が1週間未満であることが想定される工事

ウ. その他対応が困難と判断される工事

②対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

(3) 用語の定義

【完全週休2日（土日）】

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、土日に加えて受注者自らが土日以外にも現場閉所を行うことは可能である。

なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

【月単位の週休2日】

対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

【通期の週休2日】

対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4)実施内容

①完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となる水準の状態をいう。

④現場閉所日とは、巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

- ・降雨、降雪等による予定外の現場休工期
- ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

⑤休日には、対象工事の元請技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)は休暇とする。

⑥下請業者に対しては、協力を依頼する。

(5)実施方式

①工事の実施においては、完全週休2日(土日)または月単位の週休2日(28.5%(8日/28日))以上を基本とする。

ただし、年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

②労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日) 第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。
--

③当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

④工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業の期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

(6)受注者の取り組み内容と発注者の確認

①受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員と協議するものとする。また、実施する場合は、「月単位の週休2日」または「完全週休2日(土日)」のいずれかのパターンで実施するか明記するものとする。

②実施する場合は、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。

ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事全体の一時中止を行っている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくなれる期間等は対象期間に含まない。

③完全週休2日(土日)において、悪天候等によりやむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所が行われていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

④夜間工事において完全週休2日(土日)を実施する場合は、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

⑤月単位の週休2日において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月

は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

- ⑥月単位の週休2日において、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
- ⑦受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。
- ⑧受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。
- ⑨発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- ⑩発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、作業所備え付け資料（KY等）を用いて現場閉所の実施状況を確認する。
- ⑪受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. 対象工事の実施方法

(1) 入札方式

入札方式は、条件付き一般競争入札および指名競争入札とする。

(2) 発注方式

「受注者希望型」とする。

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し実施するもの。

4. 週休2日工事实施の推進のための措置

(1) 週休2日工事の積算による措置

- ①「週休2日補正係数」については、当初設計において「月単位の週休2日」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により、各パターンの補正に応じた変更契約を行う。
- ②当初「月単位の週休2日」を選択した場合において、完全週休2日（土日）を達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「完全週休2日（土日）」を選択して達成した場合は、「完全週休2日（土日）」による補正を実施するものとする。また、「月単位の週休2日」以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。
- ③港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」のみとなっていることから、当初設計では週休2日補正は行わずに

発注し、当初「月単位の週休2日」の実施を宣誓し実績も「月単位の週休2日」以上となった場合に、経費補正に係る変更契約を行うものとする。

④農業農村整備事業基準を適用する工事については、当初設計において「月単位の週休2日」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により変更契約を行う。また、「週単位の週休2日」を選択して達成した場合は、「週単位の週休2日」の補正係数により変更契約を行う。なお、「月単位の週休2日」以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。

⑤各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。

ア.「完全週休2日（土日）」

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。なお、やむを得ず土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。また、夜間工事は毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

イ.「月単位の週休2日」

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

ウ.「通期の週休2日」

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

※対象期間が1週間未満となる短期間工事については、週休2日工事の対象外とする。

対象期間とは工事着手日から工事完成日までの期間とし、本工事の実施に必要な準備・撤去作業等に必要となる期間も含むものとする。

（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量なども対象期間に含む）

補正係数については、下記のとおりとする。

土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・水道事業実務必携・
下水道用設計標準歩掛表による工事

【完全週休2日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

港湾・漁港請負工事積算基準による工事

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

農業農村整備事業基準による工事

【週単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.05
- ・現場管理費：1.06

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

森林整備保全事業に場合は、治山林道必携の補正係数を準用する。

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	週休2日補正係数	
		月単位	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	週休2日補正係数	
		月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノコキョウ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

港湾・漁港工事市場単価の補正係数

名称	区分	週休2日補正係数
		月単位
底面工		1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01
ベトセラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作 型枠工		1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.02
異形ブロック製作 給熱養生		1.01

下水道工事市場単価の補正係数

名 称	規 格・仕 様	補正係数	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工事		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工事		1.01	1.01
砂 基 礎 工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

(2) 工事工期の措置

工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

(3) 工事成績評定における評価（竣工時のみに評価する）

①週休2日（通期の週休2日以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。

・通期の週休2日以上 → 3点加点

※ 優良工事の評価においては、本加点分は考慮しないものとする。

②週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（通期の週休2日以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

(4) 週休2日工事拡大に向けた措置

①各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は完全週休2日（土日）の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

②受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

③受注者の責において通期の週休2日以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。

5. 週休2日工事の発注時の対応

対象工事であることを設計図書（特記仕様書 施工条件明示 工程関係）に明示する。

(1) 営繕工事、農業農村整備工事を除く建設工事

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休2日の現場閉所を行うための経費を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から8)によるものとし、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休2日が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日（現場閉所率 28.5%）以上となる休日確保することとする。完全週休2日（土日）を実施する場合において、悪天候等によりやむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所日を含め1週間に2日間以上の現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。また、夜間工事において完全週休2日（土日）を実施する場合は、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

なお、月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の閉所で現場閉所率 28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

- 3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務

作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告することとする。

- 4) 元請技術者（監理・主任技術者、現場代理人）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・水道事業実務必携・下水道用設計標準歩掛表使用の場合)

完全週休2日（土日）を選択し現場閉所が達成された場合は、完全週休2日（土日）の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休2日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

- 7) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の週休2日以上を選択し現場閉所が達成されなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行うものとする。

また、完全週休2日（土日）を達成した場合でも、補正係数の変更による変更契約は行わない。

週休2日とは、現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

- 8) 対象期間中、対象工事であることを現場に看板等により掲示すること。

(2) 農業農村整備事業を含む建設工事

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休2日以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休2日のパターン（週単位、月単位、通期）について施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとする。

また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休2日以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休2日又は月単位の週休2日（現場閉所率28.5%）以上となる休日確保することとする。月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

- 3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告することとする。
- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) 週単位の週休2日を選択し現場閉所が達成された場合は、週単位の週休2日の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合、並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【週単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.05
- ・現場管理費：1.06

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを看板等により掲示すること。

【営繕工事を含む建設工事の要領】

1. 用語の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、次の①、②又は③の状態をいう。

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(4) 4週8休以上

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所（現場休息）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

- ② 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休

息)を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

受注者希望方式：受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| ①完全週休2日(土日)工事(4週8休以上) | 労務費 | 1.02 |
| | 現場管理費 | 1.01 |
| ②月単位の週休2日工事(4週8休以上) | 労務費 | 1.02 |

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事(設備工事を含む。)の場合は、「表A-2建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

(2) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)の4週8休以上となる場合は、補正係数を(1)①に変更して増額変更する。月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

4. 対象工事である旨等の明示

対象工事であることを設計図書（特記仕様書 施工条件明示）に明示する。

【特記仕様書記載例】

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。
- 2) 週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合簿等で協議するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は4) から7) までに規定する義務を負わない。
- 3) 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ①「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を指定するものとする。土日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日以上現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとする。
 - ② 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - ④ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施してい

る期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- ⑤「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。

- 4) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所等予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。なお、確認に際しては、週休2日の実施パターン（「完全週休2日（土日）」または「月単位の週休2日」）を明記するものとするが、「月単位の週休2日」以上の水準となる現場閉所（現場休息）日数は確保するものとする。受注者は、関連工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員による現場閉所等の状況の確認のために「実施工程表」等に「現場閉所等日」を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、週休2日工事である旨を看板等に明示する。
- 5) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- 6) 「月単位の4週8休以上」を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所等の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の4週8休を満たす場合は補正係数1.01により現場管理費を補正し増額契約変更を行うものとする。「月単位の4週8休」未満の場合又は週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

- ① 完全週休2日（土日）工事（4週8休以上）
労務費 1.02
現場管理費 1.01
- ②月単位の週休2日工事（4週8休以上）
労務費 1.02

5. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ア. 受注者希望方式の場合、受注者は、週休2日の取組の希望の有無を工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。ただし、この時点で月単位か通期かを宣言させる必要はない。
- イ. 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ウ. 発注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- エ. 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ア. 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ウ. 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ア. 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ. 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ウ. 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- エ. 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- オ. 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければ

ならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間設定工事制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

週休2日工事（通期の4週8休以上）を実施した場合は、工事成績評定の主任監督員の審査項目別運用表により評価を行う。